

## ブカツポイント 広告掲載に関するガイドライン

### 1. 目的

本ガイドラインは、広告が適切かつ安全に掲載されることを目的とし、利用者や広告主に信頼される広告掲載基準を示します。当社に申し込まれた広告についての一切の責任は、広告主が負うものとします。また、本書に個別記載がない項目についても、内容により掲載できない場合があります。審査基準については随時見直しを行います。

掲載を承諾もしくは拒否した広告について当社はその理由を説明する義務を負いません。

### 2. 適用範囲

本ガイドラインは、当社が提供するすべての広告枠や媒体に適用されます。

### 3. 基本原則

法令遵守：関連する法令や規制（例：景品表示法、特定商取引法など）を遵守してください。

誠実性：誤解を招く表現や虚偽情報は禁止します。

多様性の尊重：差別的、攻撃的、または不適切な内容は掲載できません。

### 4. 広告掲載禁止事項

広告クリエイティブから、直接関係のないページに遷移することはできません。

- (1) 広告内容の真実性に疑念が生じる可能性があるものや不明確なもの（虚偽、不正、詐欺的なものを含む）、もしくはわかりにくいものや見にくいもの
- (2) 景品表示法その他の各種法令に違反する、あるいは違反する可能性があるもの
  - ・商品、サービスの内容が、事実と相違して、実際のものや他のものよりも優良である誤認させる優良誤認表示や、他の物より安いと誤認させる有利誤認表示などの不当表示となる広告は不可とする
  - ・最上級表示/No.1 表示（「最大」「最小」「最高」「最速」「世界初」「日本初」「No.1」などの言葉）を表示する場合、近接箇所の表示が以下に適合していないものは不可とする。また、疑問符「？」を付けた表現も不可とする
  - ・その事実について第三者機関等客観的な調査に基づくことが確認できること
  - ・最上級である範囲・領域を明確にする等、調査結果を正確に引用していること
  - ・比較広告を掲載する場合は、以下を満たす必要があります。なお、業界の公正競争

規約で比較広告に対し制限がある場合はそれに従う必要があります

- ・比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること
- ・比較されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること
- ・比較の方法が公正であること
- ・完全/絶対保証表示（「完全」「完璧」「絶対」などの言葉）は原則不可とする

(3) 広告主体とは異なる第三者が、商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現をする際に、確実な事実の裏付けがないもの

- (4) 広告内容と遷移先ページの内容の整合性がとれないもの
- (5) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- (6) 反社会的勢力によるものや、犯罪を肯定したり、美化したりするもの
- (7) 各種ハラスメント、ヘイトスピーチに該当するもの
- (8) 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるもの
- (9) 詐欺的なものまたはいわゆる悪質商法とみなされるもの
- (10) 氏名、写真、談話、データ、商標など知的財産権を侵害する態様にて使用したもの
- (11) ユーザーに誤解や不快感を与えるもの
- (12) 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせるものや不安を与えるもの
- (13) 醜悪、残虐、猟奇的等で不快感を与えるもの
- (14) その他社会秩序、公序良俗に反する表現のものなど、当社が不相当と判断したもの
- (15) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (16) 国内世論が大きく分かれているもの
- (17) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
- (18) 医薬品、医療機器、医薬部外品
- (19) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (20) その他運営者が不適切と判断したもの

## 5. 掲載不可の商品

以下に該当する又は該当するおそれのある商品の広告は掲載できないものとします。

- (1) 性的な商品・サービス
- (2) 児童ポルノを連想させるもの
- (3) 売春や援助交際の斡旋、またはこれらを推奨したり正当化したりするもの
- (4) 国内で承認されていない医薬品や医療機器
- (5) 脱法ドラッグ、合法ハーブ等と称されるもの
- (6) 偽ブランド品やブランド品の模造品、偽造品

- (7) 銃器、弾薬、刀剣など、主に武器として使用されるもの。超小型カメラなど違法な撮・盗聴を目的とするもの
- (8) 無限連鎖溝（ねずみ講）、連鎖販売取引（ネットワークビジネス）への勧誘や紹介
- (9) クレジットカードのショッピング枠現金化サービス
- (10) 入札権購入型オークション
- (11) 宗教団体による活動告知
- (12) 情報商材、情報教材
- (13) 超小型カメラなど、違法な盗聴、盗撮を目的とするもの
- (14) アルコール、たばこ、電子たばこ
- (15) 消費者金融
- (16) ギャンブルにかかるもの
- (17) 法律の定めのない医業類似行為を行う施設
- (18) 占い、運勢判断に関するもの
- (19) 興信所・探偵事務所等
- (20) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (21) 出会い系、マッチング系、インターネット異性紹介事業
- (22) 暴力団及びそれに協力したり関与している事業者
- (23) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (24) 医療機関
- (25) 美容、エステティック
- (26) ナイトワーク求人
- (27) 法人名簿売買
- (28) 仮想通貨交換業
- (29) 墓地・納骨堂

## 6. 個別業種基準

以下に該当する業種、商品、サービスについては、個別の掲載基準を設けるものとします。これらの掲載基準に違反している場合、又は違反するおそれのある場合には、広告を掲載できません。なお、「表示があること」と記載しているものについては、広告掲載サイト又はリンク先サイト内での表示を必要とします。

- (1) 国家資格である業種（弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士）  
・氏名又は法人名、事務所住所、事務所電話番号、所属会の表示があること

- ・各土業の所属会の定める広告関連規定を遵守していること
- ・各土業の所属会より過去に除名、退会命令を受けたことがないこと。また、過去10年以内に業務停止7ヶ月以上の処分を受けたことが無いこと

#### (2) 人材紹介業

- ・根拠法令に基づき、厚生労働大臣から必要な許可を受けている者であること（人材派遣業：労働者派遣法、職業紹介事業（人材紹介業）：職業安定法）
- ・求職者への費用負担が発生する、物品の購入、講座の受講などの義務を負わせていないこと（紹介事業者の有料のパソコン講習を受けることや、パソコンを購入する必要があるなど、求職者に対して職業紹介の条件として金銭的な負担をさせるものは掲載不可）

#### (3) 比較サービス

- ・当社の広告掲載基準と同等程度の基準に基づき、掲載する店舗、サービス提供元、および表示内容を審査していること
- ・掲載されている情報の表示内容に問題となる表現が発見された場合は、直ちに掲載を取り下げる体制が整備されていること
- ・サービス運営者により、ランキングなどの順位付けをする場合は、調査の目的や調査方法を明らかにし、ランキングの根拠が明確にされていること

#### (4) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復

- ・施術者が施術に必要な国家資格（「あん摩マッサージ指圧師」「はり師」「きゅう師」「柔道整復師」）を取得していること
- ・施術所の名称、住所、電話番号の表示があること
- ・施術者氏名の表示があること（施術者が複数在籍する場合は代表者氏名を記載）
- ・医療行為に該当するような施術やそれを思わせる表示がされていないこと  
(NG例：(疾病名)を治療/予防します、診療/診察、〇〇薬の処方、クリニック/病院)
- ・関連団体が定める広告関連規定を遵守していること

#### (5) 食品、健康食品

- ・医薬品的な効能効果を明示、暗示しないこと
- ・医薬品的な用法容量の指定がないこと
- ・医薬品的な形状のものには、食品と表示すること
- ・機能性表示食品は、届け出を確認でき、表示内容がその範囲であること
- ・特定保健用食品は、許可を確認でき、表示内容がその範囲であること
- ・栄養機能食品は、表示内容が規格基準で定められているものであること

#### (5) 健康器具

- ・医薬品・医療機器的な効能効果を明示、暗示しないこと

#### (7) 旅行業

- ・ 監督官庁に対して、旅行業に必要な登録をしていること
  - ・ 日本旅行業協会が定める、「旅行のウェブ取引に関するガイドライン」に準じていること。
- もしくは日本旅行業協会か全国旅行業協会が付与する e-TBT の認定を受けていること

#### (8) 留学サービス業

- ・ 留学先の学校と直接提携している等、事業者の実態が確かであること
- ・ 留学先等の情報、カリキュラム・プログラムの内容、料金体系等の詳細が表示されていること
- ・ 旅行業を営むものが取り扱う場合は、当社の広告掲載基準「旅行業」に準じていること

#### (9) 教育関連事業（学校を除く）

- ・ 会社の実態に問題がないこと
- ・ 必要な資格、免許、許認可等があること
- ・ 就職、資格取得、受験合格等、サービスの利用効果について客観的な裏付けなく虚偽や誇張により利用者を誤認させるおそれがないこと
- ・ 特定継続的役務に該当する場合は、法律に規定された契約手続きがなされていること
- ・ サービスの内容、料金体系が明確であること
- ・ 料金がサービスの内容に比べて著しく高額となっていないことや、利用者に著しく不利益な支払条件となっていないこと
- ・ 会社都合によるサービス停止に対する補償制度があること

#### (10) オンラインゲーム

- ・ 賭博に該当しないこと
- ・ 著しく反社会的なゲーム内容ではないこと
- ・ 未成年の利用、他人との交流に対し適切な配慮がされていること（オンラインゲームのメッセージ送受信機能による、恋愛を対象とした出会いを目的とした使用が確認できた場合や、プライバシー侵害への対策がなされていない場合、アイテムの盗難防止対策など利用者間のトラブルについて防止策がなされていない場合は掲載不可）

#### (11) 懸賞、お小遣いサイト

- ・ 利用規約等において、享受できるサービスの内容、果たすべきユーザーの責任が明確に表示されていること
- ・ ビジネスモデルが明確なこと
- ・ ポイントの取得や利用等が、賭博に該当しないこと
- ・ プライバシー情報を取得する場合は、プライバシー保護に関する第三者機関の認定を受けていること

(12) 代理店募集、フランチャイズ経営者募集

- ・募集者の事業体制、業務内容が明瞭であること
- ・応募者が行うビジネスモデルが明瞭であること（募集者の収益構造、開業、運営資金等、ビジネスモデルが明確に記載されていないものは掲載不可）
- ・応募者が開業、運営に必要な資金に関する事項が明瞭であること
- ・簡単に高収入が得られるなど、誤解を招くような表記がないこと

(13) 語学教室等・習得の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：「一か月で確実にマスターできる」等

(14) 学習塾・予備校等（専門学校を含む）

- ・合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。

・通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設、が不明確なものは掲載しない。

(15) 不動産事業 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

(16) 通信販売業 特定商取引に関する法律第 11 条及び第 12 条並びに同法施行規則第 8 条から 11 条の規定に反しないこと。

(17) 古物商・リサイクルショップ等

- ・営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- ・一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：「回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄」等

## 7. 事前審査

広告掲載前に、以下の点を審査します。

- ・内容の適法性と倫理性
- ・使用されている画像、動画、またはテキストの適切性
- ・著作権や商標権などの権利侵害の有無

## 8. 広告デザインの要件

会社名、ブランド名、商品名、サービス名のいずれかの表記が必須であり、当社の規定の技術的およびデザインの要件を満たす必要がある

## 9. 掲載後の対応

- ・問題が発覚した広告は速やかに削除します。
- ・広告主には問題点を通知し、改善を求めます。
- ・場合によっては再発防止のための追加措置を講じます。

## 10. プライバシー保護

広告内で収集する個人情報は、適用法令および当社のプライバシーポリシーに基づいて取り扱う必要があります。

## 11. ガイドラインの改訂

本ガイドラインは必要に応じて改定されます。改定時には速やかに通知します。

unbound 株式会社  
代表取締役 原 健樹

作成日：2024年11月29日

最終改定日：2024年11月29日

次回改定予定：必要に応じて適宜実施